を

昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・二五

」に、「一・二一」を「一・一二」に、「一・〇六」を「一・〇七」に、「一・〇四」を「一・〇五」に、「〇・九六」を「〇・九七」に、

「

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇

」を

「

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第二百五十九号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十七年六月二日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十七年七月二十九日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊藤政倫後援会	伊藤　政倫	伊藤　政倫	三重県亀山市川合町二九四
木村隆次後援会	菊池　清二	鳥谷部　浩	青森県青森市南佃一―二―五
田辺久人後援会	田邊　久	徳安　雅子	福岡県朝倉市山見八一六―三
富山よしのぶ後援会	富山　泰庸	安井　章二	東京都北区上中里一―四五―二
日本政経倶楽部	井柳　学	山田　昇	東京都港区新橋五―二〇―一
平成壱の会	平山　泰朗	永田　千寿	東京都足立区千住関屋町一七―一五
みつの会	下條　光康	百瀬　秀則	東京都千代田区六番町一―一
リア友ＪＡＰＡＮ	末永眞一朗	末永恵美子	東京都杉並区上井草二―二八―一九

○法務省告示第三百九十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いずれを許可する。

平成二十七年七月二十九日

法務大臣　上川　陽子

住所　東京都杉並区下井草５丁目21番10号
ドー・ティ・リー　昭和58年10月15日生

住所　愛知県額田郡幸田町大字六栗字高畑33番地
ヒュン・グェン・ミン・タム　昭和60年４月12日生

住所　千葉県柏市今谷上町50番地７
グエン・バ・チャン　昭和51年11月20日生

住所　東京都大田区西六郷３丁目31番１―106号
レー・ティ・ゴック・オアン　昭和60年６月22日生

住所　東京都江東区木場６丁目５番12―812号
ファム・タン・フォア　平成元年４月21日生

住所　東京都練馬区谷原５丁目５番26号
アリレザ・ガナダハ　昭和43年９月15日生

住所　群馬県桐生市相生町２丁目483番地15
モニル・イスラム　昭和57年１月１日生

ナズムル・ラハマン・ヌマン　平成26年９月23日生

住所　東京都江戸川区中葛西２丁目21番５―1102号
魏海淇　昭和52年５月31日生

住所　東京都千代田区飯田橋２丁目６番２―1101号
伍苔榕　昭和53年11月19日生

住所　東京都練馬区豊玉上２丁目３番23―212号
許政裕　昭和58年２月２日生

住所　東京都港区港南３丁目９番50―705号
陳昌暉　昭和39年３月10日生

陳淑惠　昭和41年７月26日生

陳綾香　平成７年６月23日生

陳詩織　平成11年４月30日生

住所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰3588番地７
曽春蓮　昭和40年12月24日生

住所　東京都府中市分梅町３丁目57番地１
林怡君　昭和54年５月24日生

住所　東京都板橋区前野町３丁目37番１―802号
宋宝桜　昭和45年２月２日生

住所　大阪市東成区玉津２丁目17番24号
梁幸枝　昭和39年５月26日生

金枝実花　平成５年７月26日生

金彩花　平成７年８月13日生

金美緒　平成９年10月21日生

住所　神戸市兵庫区三川口町２丁目２番29―306号
于慶梅　昭和54年２月５日生

住所　山口県周南市原宿町２番26号
吳貴之　昭和46年１月14日生

住所　横浜市南区万世町１丁目13番地
趙偉傑　昭和55年２月７日生

住所　長野県茅野市本町東７番53号
高文文　昭和61年５月１日生